

目次

- 1.1. 食品行政
- 1.2. 食品法規体系と個別食品規格
- 1.3. 食品法
- 1.4. ミャンマー規格
- 1.5. 食品の規格・基準・分析法

1.1. 食品行政

表1 ミャンマーにおける食品安全管理制度

	製造、一次加工および輸入一次産品の安全衛生管理	輸入食品および加工食品の安全衛生管理
農産物	農業畜産灌漑省農業灌漑省農業局 (Department of Agriculture, Ministry of Agriculture, Livestock and Irrigation) [外部リンク] ク] ☞	保健・スポーツ省食品・医薬品局 (Department of Food and Drug Administration [FDA], Ministry of Health and Sports) [外部リンク] ク] ☞
畜産物	農業畜産灌漑省畜水産省家畜改良獣医局 (Livestock Breeding and Veterinary Department, Ministry of Agriculture, Livestock and Irrigation) [外部リンク] ク] ☞	
水産物	農業畜産灌漑省畜水産省水産局 (Department of Fisheries, Ministry of Agriculture, Livestock and Irrigation) [外部リンク] ク] ☞	

1.2. 食品法規体系と個別食品規格

図1 食品法規体系と個別食品規格の概要関連図

ミャンマー食品規格

国家食品法（1997年）

規格の名称

範囲

説明

必須組成及び品質要件

食品添加物

汚染物質

衛生

重量及び分量

表示

分析及びサンプリング

1.3. 食品法

(1) 公衆衛生法（Public Health Law）（1972年）

公衆衛生法（1972年）は、食品の品質および清潔性の管理による国民健康保護に関する一般原則を規定する。

(2) 国家食品法（National Food Law）（1997年）

国家食品法（1997年）は、食品の品質および安全面に関して、また、食品の製造、輸入、輸出、保管、流通、および販売に関して、食品規制の枠組みを規定する。食品の製造、保管、流通、検査、管理、試験所の分析、表示、宣伝、および販売を対象とした指令および規制の発布権限を持つミャンマー食品・医薬品専門家委員会（Myanmar Food and Drug Board of Authority : MFBDA）の設置を規定する。さらに、「管理食品」の指定および食品添加物の認可についても責任を負う。

2013年、国家食品法は食品法改正法（連邦議会法第24号）により改正され、以下のように食品の定義が改訂された：

「医薬品、タバコ、および化粧品を除く、人間が飲食可能な食用品、その中に含まれる成分、または食品添加物を指す。本用語は、保健省が随時、告示を通じて食品として定めたものも含む。」

新しい食品法は現在起草中であり、2018年に完成する見込みである。

(3) 動物健康発達法（Animal Health and Development Law）（1993年）

動物健康発達法（1993年）により、農業畜産灌漑省畜水産省家畜改良獣医局は、標準品質について、あるいは有害な病原菌または毒素の有無について、畜産物および動物用飼料を検査する権限を付与される。家畜改良獣医局はさらに、畜産物および動物用試料の輸入も対象とした細則を規定する。

(4) 農薬法（Pesticide Law）（1990年）

農薬法（1990年）により、農業畜産灌漑省農業灌漑省農業局は、ミャンマーにおける農薬の使用を規制する権限を付与される。

(5) 海洋漁業法 (Marine Fisheries Law) (1990年)

海洋漁業法 (1990年) により、農業畜産灌漑省畜水産省水産局は、ミャンマーにおける水産物を規制する権限を付与される。水産局はさらに、以下の分野などを対象とした細則を規定する。

- i) 輸出魚介類および水産物に対するサンプリング計画プログラム (水産局令第10号、1996年)
- ii) 水産物における水銀の最大基準値、サンプリング計画、および分析法 (水産局令第1号、1998年)
- iii) 調理済み甲殻類および軟体動物貝類の製造に関する微生物学的基準 (水産局令第3号、1998年)
- iv) 魚介類および水産物に使用される食品添加物 (水産局令第4号、1998年)
- v) 特定区分の水産物に対する総揮発性塩基窒素 (TVB-N) 最大基準値およびヒスタミン最大基準値 (水産局令第7号、1998年)
- vi) 魚介類および水産物に使用される水産養殖用医薬品 (水産局令第8号、1998年)

1.4. ミャンマー規格

国家標準品質局 [\[外部リンク\]](#) [🔗](#) は、2013年に再編された教育省研究革新局の下に設置された。標準開発部には、農業製品、調理済み食製品、畜産・漁業の標準化に関する専門委員会が存在する。関連するミャンマーの食品規格が存在しない場合、当面は、関連するコーデックス規格が参考資料として用いられる。

1.5. 食品の規格・基準・分析法

ミャンマーには現在、食品分析の国家規格および基準、または公定法は存在しない。